宮城県立がんセンターにおける研究費の運営及び管理に関する規程

目次

第１章 総則（第１条―第３条）

第２章 研究者等の責務（第４条）

第３章 運営及び管理の責任体系（第５条―第８条）

第４章 研究費適正運営管理委員会（第９条―第１７条）

第５章 適正な運営及び管理の基盤となる環境整備（第１８条―第２０条）

第６章 不正使用に関する措置等（第２１条・第２２条）

第７章 不正使用防止計画（第２３条）

第８章 適正な運営及び管理活動（第２４条・第２５条）

第９章 情報伝達の体制（第２６条―第２８条）

第１０章 監査・モニタリング（第２９条）

第１１章 雑則

附則

第１章 総則

（目的）

第１条 この規程は、研究費の運営及び管理体制の整備に関する基本的事項を定めることにより、研究費の適正な運営及び管理を図り、もって宮城県立がんセンター (以下「がんセンター」という。)の研究活動に対する社会からの信頼及び期待に応えることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 研究費 がんセンターで経理する研究活動に係る全ての経費をいう。

二 不正使用 故意又は重大な過失による研究費の他の用途への使用又は関係法令、配分機関の定め、宮城県立病院機構規程、その他内規等（以下「関係法令等」という。）に違反した使用（当該行為の証拠隠滅又は立証妨害を含む。）をいう。

三 研究者等 がんセンターにおいて研究費の使用に関わる全ての者をいう。

四 コンプライアンス教育 研究費の使用ルール、研究費の使用に係る責任の所在、不正使用が及ぼす影響等及び研究倫理規範について研究者等の理解を得るために、コンプライアンス推進責任者が実施する教育をいう。

（基本方針）

第３条 がんセンターは、次に掲げる基本方針に基づき、研究費の運営及び管理体制の整備を図る。

一 研究費の運営及び管理を適正に行うために、不正使用防止対策に関してがんセンターの内外に責任を持ち、積極的に推進して、その役割、責任の所在及び範囲並びに権限を明確化し、責任体系をがんセンターの内外に周知し、公表する。

二 不正使用が行われる可能性が常にあるという前提の下に、不正使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境の整備及び体制の構築を図る。

三 不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定し、実施することにより、関係者の自立的な取組を喚起し、不正使用の発生を防止する。

四 適正な予算執行を行い、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正使用につながり得る問題が捉えられるよう、実効性のあるシステムを導入して管理する。

五 研究費の使用に関する関係法令等の理解を研究者等に浸透させ、がんセンターの内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。

六 不正使用発生の可能性を最小にすることを目指し、がんセンター全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備し、モニタリングを実施する。

第２章 研究者等の責務

（研究者等の責務）

第４条 研究者等は、研究活動が社会から負託された公共的かつ公益的な知的生産活動であり、研究費が直接的又は間接的に広く国民の負担によって措置されていることを認識し、関係法令等を遵守して、研究費を適正に使用しなければならない。

２ 研究費の運営及び管理に係る経理に直接携わる研究者等は、適切に事務処理を行わなければならない。

３ 研究者等は、この規程に定める事項並びに統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の指示に従わなければならない。

４ 研究者等は、コンプライアンス教育を受講し、次の事項を含む誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

一 関係法令等を遵守すること。

二 不正使用を行わないこと。

三 関係法令等に違反して不正使用を行った場合は、がんセンター及び配分機関による処分及び法的な責任を負うこと。

５ 研究者等は、不正使用に関する通報への対応その他研究費の適正な運営及び管理に関して協力要請があった場合には、これに協力しなければならない。

第３章 運営及び管理の責任体系

（最高管理責任者）

第５条 がんセンターに、研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、総長をもって充てる。

２ 最高管理責任者は、第３条に定める基本方針を周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究費の運営及び管理が行えるよう必要な措置を講じなければならない。

（統括管理責任者）

第６条 がんセンターに、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理についてがんセンター全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

２ 統括管理責任者は、組織横断的な体制を統括する責任者として、この規程に基づき、がんセンター全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、それを最高管理責任者に定期的に報告しなければならない。

（コンプライアンス推進責任者）

第７条 研究所に研究費の運営及び管理について実質的な責任及び権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、研究所長をもって充てる。

２ コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 自己の管理監督又は指導する部署における不正使用防止対策を実施するとともに、当該実施状況を確認し、それを統括管理責任者に報告すること。

二 自己の管理監督又は指導する部署の全ての研究者等に対してコンプライアンス教育を定期的に実施し、受講状況を管理監督すること。

三 自己の管理監督又は指導する部署の研究者等が適切に研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

四 自己の管理監督又は指導する部署の研究者等に対し、誓約書の提出を求めること。

３ コンプライアンス推進責任者は、部署に、前項各号の業務を補佐する副責任者を置き、各部署の長をもって充てるほか、部署内の管理監督の範囲を区分して前項各号の業務の実効性を確保する必要があると判断した場合には、別に区分ごとに副責任者を置き、区分ごとの日常的な管理監督を行わせ、その状況を定期的に報告させることができる。

（職名の公表）

第８条 最高管理責任者は、自らの職名に加え、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者の職名を公開するものとする。

第４章 研究費適正運営管理委員会

（研究費適正運営管理委員会）

第９条 がんセンターに、研究費の不正使用の防止及び研究活動における不正行為の防止を推進する組織として、研究費適正運営管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（業務）

第１０条 委員会の業務は、次のとおりとする。

一 がんセンター全体に起因する不正使用の発生要因の把握並びに不正防止計画の策定及びその進捗管理

二 行動規範の策定及び周知

三 関係するがんセンター内規程等の整備及び関係法令等の周知

四 研究費の適正な管理及び研究倫理規範に係る啓発活動

五 研究費の運営及び管理に係るモニタリング

六 その他研究費の運営及び管理の推進に関する事項

（組織）

第１１条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 総長

二 事務局長

三 事務局次長

四 研究所長

五 研究所各部長　若干名

六 その他委員会が必要と認めた者 若干名

（委員長及び副委員長）

第１２条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第一号及び第二号に掲げる委員のうちから総長が指名する者をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

２ 委員長は、委員会の会務を総理する。

３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

４ 委員長及び副委員長は、第１０条各号に掲げる業務に係る問題が生じた場合には、適切かつ迅速に対処しなければならない。

（委嘱）

第１３条 第１１条第２号から第６号までは、総長が委嘱する。

（任期）

第１４条 第１１条第２号から第６号までの任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 前項の委員は、再任されることができる。

（委員以外の者の出席）

第１５条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者（センター外者を含む。）を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第１６条 委員会は、第１０条各号に掲げる業務を行わせるためその他不正使用に関する特定の事項を検討させるため、専門委員会を置くことができる。

２ 専門委員会は、専門委員若干人をもって組織する。

３ 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者（センター外者を含む。）を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第１７条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

第５章 適正な運営及び管理の基盤となる環境整備

（事務処理及び決裁手続）

第１８条 がんセンターは、研究費の管理及び執行に必要な事務処理及び決裁手続を適切に定め、全ての研究者等に周知して、明確かつ統一的な運用を行うものとする。

（行動規範）

第１９条 がんセンターは、不正使用を防止する観点から、がんセンターの研究者等の行動規範を策定する。

(コンプライアンス教育)

第２０条 がんセンターは、不正使用を防止する観点から、コンプライアンス教育に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

第６章 不正使用に関する措置

（不正使用に関する措置）

第２１条 最高管理責任者は、不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じたと報告を受けた場合には、別にガイドラインで定める手続等に従い、適正な措置をとるものとする。

２ 最高管理責任者、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者の役割が十分果たされず、結果的に不正使用を招いた場合には、当該責任者も前項の措置を受けるものとする。

（不正使用による研究費の返還）

第２２条 研究者等の不正使用により研究費を返還する必要が生じた場合は、当該研究者等がその返還金全額を返還することを原則とする。

第７章 不正使用防止計画

（不正使用防止計画の策定等）

第２３条 研究費適正運営管理委員会は、不正使用を未然に防止するため、その要因を把握し分析することにより、具体的な不正使用防止計画を策定する。

２ 研究費適正運営管理委員会は、前項の不正使用防止計画に基づく業務の推進及び管理を行うとともに、その実施状況を把握し分析することにより、必要に応じてその見直しを行うものとする。

第８章 適正な運営及び管理活動

（執行状況の確認等）

第２４条 コンプライアンス推進責任者は、随時研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合には、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導するものとする。

（業者への対応）

第２５条 統括管理責任者は、業者等に対し、関係法令等の遵守及び不正使用に関与しないこと等の内容を含む誓約書の提出を求めることその他の研究費の適正な運営及び管理に関し必要な措置を講ずるものとする。

２ 不正使用に業者等が関与していた場合には、期間を定めて取引を停止する等厳正な措置を行うものとする。

第９章 情報伝達の体制

（手続相談窓口）

第２６条 がんセンターは、研究費の事務処理手続に関するがんセンターの内外からの相談を受け付ける窓口（以下「手続相談窓口」という。）を事務局企画総務課に設置する。

２ 手続相談窓口に寄せられた相談内容については、事例を整理し分析することにより、コンプライアンス教育において周知する等によりがんセンター内で共有するとともに、必要に応じて不正防止計画等の見直しに活用するものとする。

（不正使用についての相談・通報窓口）

第２７条 がんセンターは、不正使用に係る通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を事務局企画総務課に設置する。

２ 通報窓口は、公益通報者保護法（平成１６年６月１８日法律第１２２号）に準ずる形で運営する。

（不正使用に関する情報伝達体制）

第２８条 統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者は、不正使用の事実があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合においては、遅滞なく、その内容を最高管理責任者に報告しなければならない。

第１０章 監査・モニタリング

（監査・モニタリング体制）

第２９条 監査室は、研究費の適正な運営及び管理のため、がんセンター全体の視点から、監査及びモニタリングを実施するものとする。

２ 監査室は、研究費適正運営管理委員会と連携して不正使用防止体制について検証するとともに、不正使用が発生する要因に着目した監査を実施するものとする。

第１１章 雑則

（不正使用防止に向けた措置）

第３０条 がんセンターは、この規程及び不正使用の防止に向けた取組状況をがんセンターの公式ホームページ等で公表するとともに、不正使用防止に向けた取組を確実かつ継続的に推進するものとする。

（雑則）

第３１条 この規程に定めるもののほか、不正使用の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年９月２９日から施行する。